

【通知預金規定】

1. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに払戻しができます。
- (2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は1,000円とします。

3. (預金の解約)

この預金を解約するときは、証書受取欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

4. (預金取引共通規定の適用)

この規定に定めのない事項については、預金取引共通規定によるものとします。

以上